



吉田労務管理センター

# 事務所だより

Vol.205

2020年6月3日

TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail [yr@yoshidaroumu.com](mailto:yr@yoshidaroumu.com)

## 広島市雇用調整助成金等申請費用補助金

雇用調整助成金等の申請等を社会保険労務士へ委託する費用が広島市より補助されます。

補助額等	<ul style="list-style-type: none"><li>補助額は、1事業者につき<u>上限 10万円</u></li><li>補助率は<u>経費の 10 分の 10</u></li><li>補助金の交付回数は、休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間の国の雇用調整助成金等の申請について、<u>1事業者につき1回</u></li></ul>
対象費用	<p>社会保険労務士に支払った後に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>国の雇用調整助成金等の<u>申請書類の作成に要する経費</u></li><li><u>提出代行または事務代理に要する経費</u></li><li>前各号に付随して必要な経費</li><li>その他市長が必要と認める経費</li></ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"><li><u>中小企業者</u>及びフリーランスを含む<u>個人事業者</u></li><li>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等を行い、国の雇用調整助成金等について<u>支給決定を受けている事業者</u></li><li>次のいずれにも該当しない事業者<ul style="list-style-type: none"><li>ア 広島市税を滞納している事業者</li><li>イ この補助金交付にふさわしくない行為があったと認められる事業者</li><li>ウ 他の同種同類の補助金等を受けている事業者</li></ul></li></ul>
申請書類	<ul style="list-style-type: none"><li><u>補助金交付申請書</u></li><li>雇用調整助成金等の<u>支給決定通知書の写し</u></li><li>社会保険労務士と締結した申請等に係る<u>契約を証するものの写し</u></li><li>前号に係る社会保険労務士からの<u>請求が確認できる書類の写し</u></li><li>前号に係る社会保険労務士への<u>支払が確認できる書類の写し</u></li><li>市税について<u>滞納がない旨の証明書（区役所で証明をもらう）</u></li><li>その他市長が必要と認める書類</li></ul>
受付期間	令和2年6月1日（月）から令和3年3月31日（水）まで

\*廿日市市・吳市・東広島市にも同様の補助制度があります。

詳細は各市のHPをご覧になるか、担当者にお尋ねください。

# 持続化給付金に関するお知らせ

制度概要	感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。
要件	新型コロナウィルスの影響で売上が前年同月比で <b>50%以上減少</b> (令和2年1月以降ならどの月でも対象)
給付額	<b>中小法人等上限 200万円 個人事業者上限 100万円</b> *ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。 ■給付額の算定方法 前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）
申請期間	<b>令和2年5月1日から令和3年1月15日まで可能</b>
申請必要書類	法人・・・確定申告書の別表1、事業概況書（両面） 個人・・・（青色申告）：確定申告書第一表、青色決算書 （白色申告）：確定申告書第一表 法人・個人共通・・・2020年の対象月の売上資料、通帳の写し
申請方法	<b>専用のホームページから申請</b> スマホからも申請可能（添付書類の写真が撮れるため便利です。）

**申請は、経済産業省のホームページを参考にしてください。**

## 労働保険事務組合（鯉城経営者協会）からのお知らせ

今年も労働保険の年度更新業務にご協力頂きありがとうございます。

新型コロナウィルス感染症の影響をふまえ、今年の納期限は、次の通り変更となります。

例年、6月下旬に「労働保険料等納入通知書」が発送されていますが、今年度の発送は、7月下旬となる予定です。

	今年度の納期限	通常の納期限
全期・第1期	<b>8月25日</b>	7月25日

## 労働保険料の申告・納付期限延長のお知らせ

新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限が次の通り延長されます。

### 【申告期限】

延長後	従来
<b>令和2年6月1日 ～同年8月31日</b>	令和2年6月1日 ～同年7月10日

### 【納付期限】

	延長後	従来
全期・第1期	<b>令和2年8月31日</b>	令和2年7月10日